

長泉町がん患者就業雇用奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の事業所に勤務するがん患者を新たに雇用又は継続して雇用する事業者に対し、予算の範囲内において、就業雇用奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することにより、がん患者が安心して就労することができる職場環境の実現を目的とするものとし、その交付に関しては、長泉町補助金等交付規則（昭和54年長泉町規則第10号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) がん患者 医師から悪性腫瘍（上皮内新生物を含む。）に罹患していると診断された者であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 医師からがん及びその治療により就業時の配慮を求められている者

イ 医師からがんが原因となって生じた合併症及び後遺症並びにその治療により就業時の配慮を求められている者

(2) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定するものをいう。

(交付対象事業者)

第3条 奨励金の交付を受けることができる者は、がん患者を新規に雇用又は継続して雇用している町内中小企業事業主（以下「事業主」という。）であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 当該がん患者を公共職業安定所の紹介により週所定労働時間が20時間以上の労働者として雇用している事業主又は、がんの治療のため、連続した1月以上の期間を途中で離職させることなく休職させたあと復職させ、復職時の週所定労働時間が20時間以上の労働者を雇用している事業主

(2) 当該がん患者を雇用又は復職させてから6月以上の期間、継続して雇用する事業主

(3) 当該がん患者と、期間の定めのない雇用契約を締結し、又は契約期間満了後に契約の更新を行うことができる旨が規定された期間の定めのある雇用契約を締結している事業主

(4) 当該がん患者を雇い入れた日の1年前の日から雇い入れた日の前日までの間において、次に掲げるいずれかの事業者と、資本的又は組織的に密接な関係を有していないと町長が認める事業主

ア 当該がん患者を使用人とする雇用、当該がん患者を請負人とする請負又は当該がん患者を受注者とする委任（準委任の場合を含む。）の関係にあった事業主

イ 出向、派遣、請負又は委任（準委任の場合を含む。）の関係により当該がん患者を事業所において就労させたことがある事業主

(5) 当該がん患者を雇い入れた日又は復職した日以後の期間について、当該がん患者が次に掲げる法律の被保険者に該当する場合は、当該がん患者を当該保険の被保険者として当該保険に加入させている事業主

ア 雇用保険法（昭和49年法律第116号）

イ 健康保険法（大正11年法律第70号）

ウ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）

(6) 町税等の未納がない事業主

2 前項に規定するがん患者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 就業を継続する上で配慮すべき事項を事業主と相談した上で就業することを希望していること。

(2) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）における障害者雇用率の対象となる障がい者を募集する求人による紹介で雇用された者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型の利用者として雇用された者ではないこと。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、奨励金の交付を受けることができない。

(1) 当該事業者に過去において雇用されたことがあるがん患者を再雇用する者であって、当該がん患者の雇用について既に奨励金の交付を受けているもの

(2) 当該がん患者の雇用について、国又は他の地方公共団体からがん患者の就業支援に関する補助金等の交付を受けている者

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、別表のとおりとする。

(支援計画書の提出等)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該奨励金に係るがん患者（以下「対象者」という。）を雇い入れた日又は復職させた日の翌日から起算して3月以内に、長泉町がん患者就業支援計画書（様式第1号。以下「支援計画書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 対象者に係る医師の診断書・意見書（様式第2号）
- (2) 雇用契約書、就業規則等の対象者の労働条件が分かるものの写し
- (3) 公共職業安定所から紹介を受けて対象者を採用したことが分かる紹介状等の写し（新たに雇用した場合のみ）
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 申請者が支援計画書を策定するときは、医師の診断、意見等を踏まえて、対象者と就業を継続させるために必要な配慮事項について話し合いを行い、当該支援計画書の内容について対象者の同意を得なければならない。

3 支援計画書を策定する際に必要となる対象者に係る医師の診断書・意見書の交付に要する経費については、奨励金の交付を受けようとする者が負担しなければならない。

4 支援計画書を町長に提出した者は、当該支援計画書の内容に同意した対象者の就業について、当該支援計画書に基づき、必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（交付申請）

第6条 申請者は、対象者を雇い入れた日又は復職させた日から起算して6月が経過した日の属する月の翌月末までに、長泉町がん患者就業雇用奨励金交付申請書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第4号）
- (2) 長泉町がん患者就業雇用奨励金雇用状況報告書（様式第5号）
- (3) 対象者を雇い入れた日又は復職させた日から起算して6月を経過する日までの間のタイムカード、出勤簿その他の対象者の労働実績を確認することができるものの写し
- (4) 対象者に係る雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第9条第1項の雇用保険被保険者資格取得確認通知書（事業主通知用）の写し
- (5) 対象者に係る健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第24条第1項の健康保険被保険者資格取得届の写し
- (6) 対象者に係る厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）第15条第1項の厚生年金保険被保険者資格取得届・70歳以上被用者該当届の写し
- (7) その他町長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、奨励金の交付の可否を決定し、その結果を長泉町がん患者就業雇用奨励金交付決定通知書（様式第6号）又は長泉町がん

患者就業雇用奨励金却下通知書（様式第7号）により、当該申請者に通知するものとする。

（交付請求）

第8条 前条の規定により奨励金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、奨励金の交付の請求をしようとするときは、長泉町がん患者就業雇用奨励金交付請求書（様式第8号）を速やかに町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第9条 町長は、交付決定者が虚偽その他不正の行為をしたときは、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（奨励金の返還）

第10条 町長は、奨励金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に奨励金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この告示は、この告示の施行の日以後になされたがん患者の雇用又は復職について適用する。

別表（第4条関係）

区分	対象者	週所定労働時間	奨励金の額	
			町内在住者	町外在住者
採用奨励金	がん患者を公共職業安定所の紹介により雇用している事業主	30時間以上	80万円	40万円
		20時間以上30時間未満	50万円	25万円
雇用継続奨励金	がん患者をがんの治療のため連続した1月以上の期間を途中で離職させることなく休職させたあと復職させ雇用している事業主	30時間以上	60万円	30万円
		20時間以上30時間未満	40万円	20万円